

令和9年度 日本語パートナーズ派遣事業（大学連携インターン）
主な改訂のポイント

1 対象国・地域の安全管理要件の見直し：

申請時点で外務省海外安全ホームページにおける危険情報又は感染症危険情報の危険レベル 2 以上の国・地域は申請対象外となります。採用後に危険レベルが 2 以上となった場合も、JF は事業の共催を行いません。

2 派遣条件の明確化：

- (1) 参加学生について、「派遣時点で 2 年次以上であること」を新たに明記しました。
- (2) 1 申請大学あたり最大 5 案件まで申請可能とし、1 申請大学あたりの派遣人数は 20 名を上限とします。

3 支給経費・予算計画表に関する変更：

- (1) 上限額の公開

JF 負担対象経費について、項目ごとの上限額を公開しました。申請にあたっては参考としつつ、学生の海外実習派遣という事業目的に照らして適切かつ妥当な予算計画を作成してください。

- (2) 負担対象期間の変更

宿泊費及び海外旅行傷害保険料の負担対象期間を 180 日分→60 日分に変更しました。

- (3) 予算計画表の変更

- ・往復航空券代：予算計画表への記載は総額のみとし、内訳記入が不要となりました。
- ・海外旅行傷害保険料：指定 4 項目を含む保険プランであれば、それ以外の任意項目を含む保険料も JF 負担の対象となります。（令和 8 年度募集より適用）

4 選考方針：

申請要領「2. (7) 活動内容」に基づき、教壇実習を実施する事業を相対的に高く評価する一方、過去の実績において、申請時の事業計画・予算計画と実際の実施内容・経費精算額との間に著しく乖離がある事業については、相対的に低く評価します。

5 提出書類の追加・様式の変更：

申請書・予算計画表は案件ごとに提出してください。また、「日本語教師養成課程の履修要項（課程名・科目・単位数・教育実習要件等が確認できるもの）」の提出が新たに必要となります。

6 JF 海外事務所による事業視察：

派遣期間中、JF 海外事務所職員が事業視察を行う場合があります。視察にあたり、受入機関との連絡・取次等についてご協力をお願いすることがあります。

以上